

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、取締役会が決定した方針のもと、各業務執行取締役が担当業務を執行する権限と責任を持つことで迅速化を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めることによりコンプライアンス体制、効率的な経営体制の確立を実現しております。また、社外取締役3名、社外監査役2名を設置し、第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                                     | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|--------------------------------------------|-----------|-------|
| 宮下 泰明                                      | 1,563,000 | 22.99 |
| 村井 智建                                      | 1,563,000 | 22.99 |
| GAIX GLOBAL MARKETING & VENTURES PTE.LTD.  | 868,000   | 12.76 |
| AppBank株式会社                                | 200,000   | 2.94  |
| 廣瀬 光伸                                      | 144,000   | 2.11  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 139,200   | 2.04  |
| 松浦 広充                                      | 130,200   | 1.91  |
| 日本証券金融株式会社                                 | 119,700   | 1.76  |
| 岡部 由枝                                      | 70,900    | 1.04  |
| 松井証券株式会社                                   | 65,100    | 0.95  |

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

|                                                                       |              |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分                                                           | 東京 マザーズ      |
| 決算期                                                                   | 12 月         |
| 業種                                                                    | サービス業        |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 <span style="background-color: yellow;">更新</span> | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高                                                     | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数                                                     | 10社未満        |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 7名     |
| 定款上の取締役の任期             | 2年     |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6名     |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3名     |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2名     |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 上田 祐司 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | ○ | ○ |   |   |   |
| 倉西 誠一 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 林 直樹  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                                | 選任の理由                                                                             |
|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 上田 祐司 |      | 提出日現在上田祐司は当社の主要株主であるGAIX GLOBAL MARKETING & VENTURES PTE.LTD.の取締役及びその親会社である株式会社ガイアックスの代表執行役社長であります。同氏と当社の間には、その他の資本関係、人的関係及びその他の利害関係はありません。 | 経営者としての経験とIT業界を中心とした豊富な知識及び幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断し、就任いただいております。      |
| 倉西 誠一 | ○    | 当社と取引のある株式会社KADOKAWAの第7編集部長の経歴を有しております。同社と当社の間には商品の販売、仕入の取引がありますが、第三者と同様の取引条件であることや取引の規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。              | メディア業務を中心とした豊富な知識及び経験と幅広い見識を有しており、これらの見識を活かして公正な立場で助言いただくことを期待して、独立役員として指定したものです。 |
| 林 直樹  | ○    | ――                                                                                                                                          | 長きに亘り企業経営に携わっており、その豊富な経験と幅広い見識を経営の透明性確保・経                                         |

営監視・監視機能を高めるために活かしてこられた経緯から、独立役員として指定したものです。

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 監査役会の設置の有無            | 設置している |
| 定款上の監査役の数             | 4名     |
| 監査役の数 <span>更新</span> | 3名     |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からの報告收受、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。  
内部監査室は、会計監査人と連携して会計における適正性を確保し、また、監査役と連携して定期的な会合を開催して意見交換を行い、会計、業務、事業リスク、コンプライアンス等の内部監査実施内容を共有することによって相互の連携の強化に努めております。

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況            | 選任している |
| 社外監査役の数               | 2名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている数 | 2名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松岡 一臣 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 秋山 政徳 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2)

| 氏名    | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                   |
|-------|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 松岡 一臣 | ○        | ――           | 財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、透明性の観点から監視いただくことを期待して、独立役員として指定したものです。          |
| 秋山 政徳 | ○        | ――           | 事業会社の役員としての豊富な知識及び経験と幅広い見識を有しており、経営監視及び監視機能を高めることを期待して、独立役員として指定したものです。 |

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員のうち、4名を当社独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上の意欲や士気を高めること、また、当社株主と付与対象者の利害を共有することで業績及び企業価値の向上を図ることを目的とするためにストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

役員のみに限らず全従業員が当社株主と付与対象者の利害を共有することで、業績及び企業価値の向上を図ることを目的としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しておりませんので、個別の役員ごとの記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

定款に基づいて株主総会によって決議されたそれぞれの報酬総額の限度額の範囲内で、役員報酬内規に基づき、個別の役員への報酬額については取締役会又は監査役会にて決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

会議体事務局に関する業務等を担う組織を設置し、議案や関係資料の調整、事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

### 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議しており、取締役会は、会社の業務執行の決定、取締役(代表取締役を含む)の職務執行の監督、それと代表取締役の選任・解職を行う権限を有しております。また、社外取締役によって経営者が策定した経営戦略、計画、その成果が妥当であったかを検証し、現経営者に経営を委ねることの是非に関するモニタリング機能を整備しております。

### 監査役会

当社は、監査役会を設置しております。監査役会は、監査役3名で構成されており、監査役1名、社外監査役は2名であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、毎月1回の定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図ることになっております。

また、監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、重要な経営会議の出席や、子会社店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおり、これらの事項を内部監査人及び会計監査人と緊密な連携をとることで監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役直轄の組織である内部監査室(2名)が担当しております。内部監査室は、内部監査計画を立案し、代表取締役の決裁を受けた後、各部門の監査を実施しており、監査役会とは緊密な連携を保ち、その成果を高めるために定期的に会合を開催し意見交換を

行っております。

また、会計・業務・事業リスク・コンプライアンス等の内部監査を実施し、改善の必要がある場合は、当該部門に対し助言及び改善状況の確認を行っております。

監査役監査は、各監査役が監査役会で定められた監査方針、監査計画に従い、取締役会及び重要会議への出席や業務執行状況及び経営状態の調査等を行い法令・定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等について監査を行っております。

また、監査役は業務執行者から個別にヒアリングを行うとともに、代表取締役をはじめ取締役、監査契約締結先である監査法人との間で適宜意見交換を行っております。

#### 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、監査役会、管理部及び内部監査室と連携し会計における適正性を確保しております。なお、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は松田道春氏及び後藤英俊氏であり会計監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他4名で構成されております。

#### 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失が無い場合に限り、会社法第423条第1項各号に定める金額の合計額をもって当社に対する損害賠償責任の限度としております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社であり、取締役による的確な意思決定と迅速かつ機動的な業務執行を行う一方、社外監査役による客観的かつ中立的な監視により公正かつ客観的な監督及び監視を可能とする経営体制を構築することによって、コーポレート・ガバナンスの十分性及び実効性を確保できると判断しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                 | 補足説明                                                           |
|-----------------|----------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送   | 当社は、決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでおります。                           |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、12月決算のため、株主総会の日程は、多くの株主様にご出席いただけるよう集中日を回避して設定するよう配慮しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使  | インターネットを用いた電磁的方法による議決権行使の導入を検討しております。                          |

#### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                   | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社コーポレートサイトへの掲載を検討しております。                                                                              |               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 上場後は、年度決算終了後に個人向け説明会を開催し、代表取締役社長が事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。                                   | あり            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 上場後は、第2四半期決算、年度決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長CEOが事業の状況や業績、経営方針などについて説明することを検討しております。             | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 上場後、当社ホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報をタイムリーに発信できる体制を整備し、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等、積極的なディスクロージャーを実施してまいります。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IR責任者は専務取締役グループCFOであり、IR担当を管理部内に設置しております。                                                              |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、「株主・投資家等のステークホルダーの方々への適時・適切な情報開示は上場会社としての責務である」との認識のもと、常に迅速かつ正確な情報開示に努めることを基本方針としてIR活動を実践いたします。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 今後検討していく予定でございます。                                                                                   |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社は、「株主・投資家等のステークホルダーの方々への適時・適切な情報開示は上場会社としての責務である」との認識のもと、常に迅速かつ正確な情報開示に努めることを基本方針としております。         |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、取締役会にて、内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

#### 1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a)当社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めます。

(b)当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、月一回開催する取締役会又は「グループ経営会議規程」に基づきグループ経営会議に、当社執行役員又は従業員が参加することを求めます。

#### 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、子会社を含めた、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理します。

(b)当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関として「コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に従ってコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策を審議します。

#### 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定します。

(b)当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選択や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。

#### 4. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)当社は子会社に、その役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理を遵守し、公正で高い倫理観に基づいて行動することで、広く社会から信頼される経営体制を構築させます。

(b)当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させます。

(c)当社は子会社に、監査役が内部統制システムの構築、運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させます。

(d)当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置したコンプライアンス相談受付を利用する体制を構築させます。

#### 5. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(a)当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用します。

(b)当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査します。

#### 6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査役職務を補助する使用人はいませんが、必要に応じて、監査役職務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

また、監査役は内部監査担当部門長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査担当部門長の指揮命令を受けないものとします。

#### 7. 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。

#### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

##### (1)当社の取締役、監査役等及び従業員が監査役に報告をするための体制

(a)取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行状況を監査役に報告するとともに、緊急かつ重要な事項は速やかに常勤監査役に報告します。

(b)使用人は監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実、重大な法令又は定款違反となる恐れがある事実がある場合には、直接報告することができます。

##### (2)子会社の取締役、監査役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制

(a)子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(b)子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、又はコンプライアンス委員会内に設置する専用窓口に通報します。

(c)当社内部監査室、管理部等は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告します。

(d)コンプライアンス委員会内に設置する専用窓口の担当部門は、当社グループの役員及び従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告します。

#### 9. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底します。

#### 10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a)監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(b)監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けます。

#### 11. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査役に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保障します。

なお、監査役は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

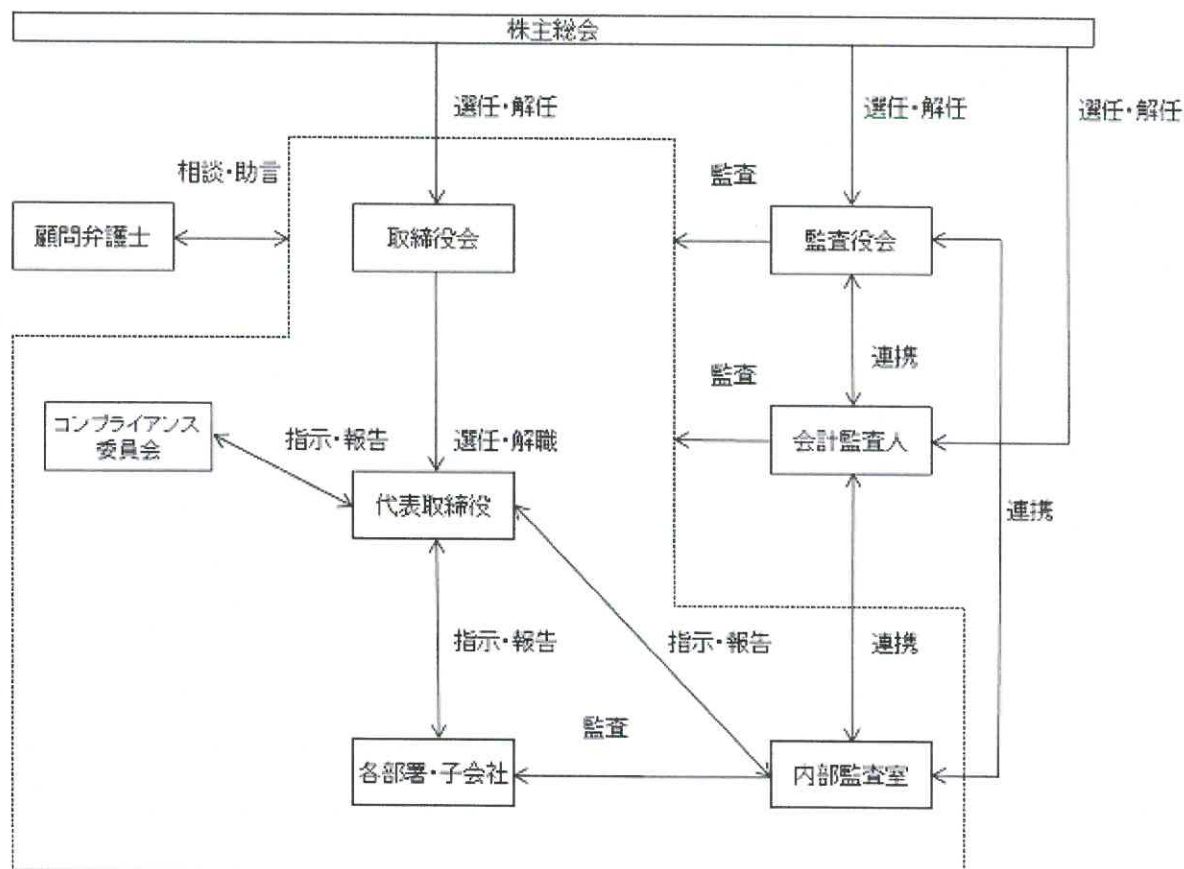
### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力との関係遮断」の基本方針において、反社会的勢力との関係を排除することを宣言しております。

反社会的勢力との関係遮断に努め、事業活動のみならず社会の健全な発展に寄与すべきことは企業市民としての社会的責任であると考えており、当社は理由の如何を問わず反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みを徹底すべく体制を構築しております。

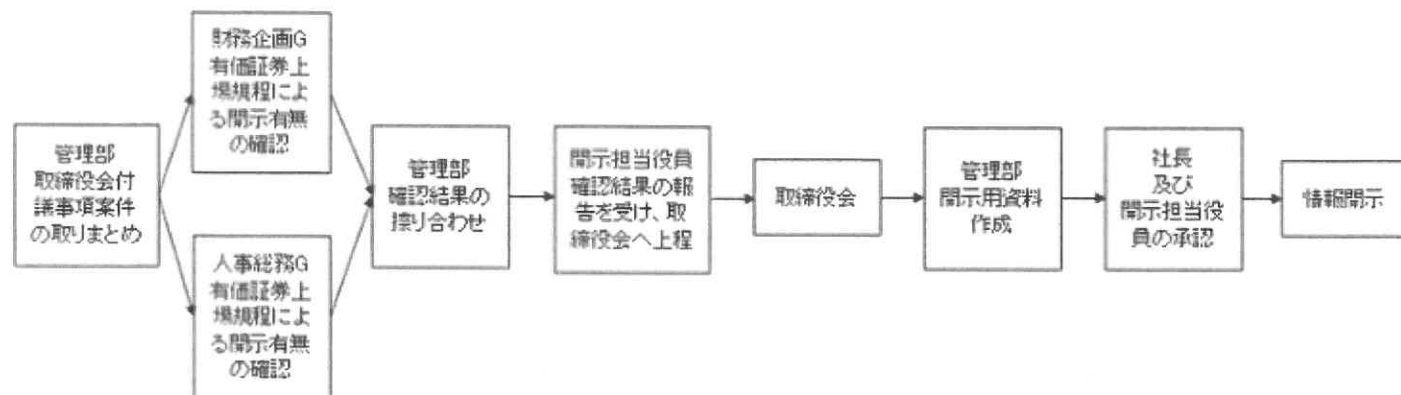
反社会的勢力対応規程の制定により反社会的勢力との関係遮断にむけて企業に求められる姿勢を示し、役職員への周知徹底を図っております。

また、当社では「東京都暴力追放運動推進都民センター」に加盟しており、警察の指導の下、日頃より反社会的勢力に関らない・巻き込まれないための情報収集や体制強化に取り組んでおります。

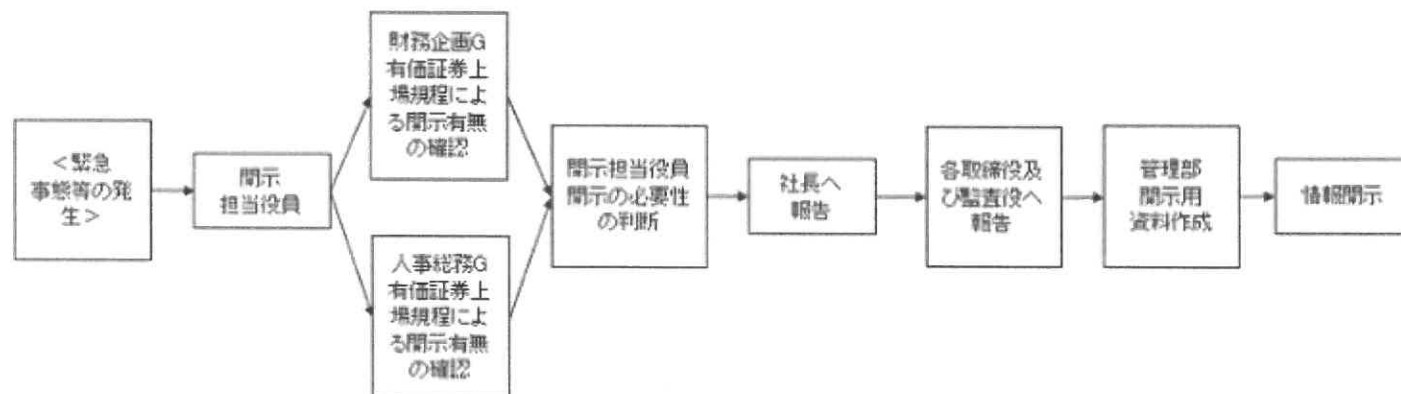


【適時開示体制の概要(模式図)】

(1) 当社及び子会社の決定事実に関する情報



(2) 当社及び子会社の発生事実に関する情報



(3) 当社及び子会社の決算に関する情報



